

令和3年度幼稚園教諭経験者の小学校教諭免許状取得に係る受講費用等の
補助に関する要綱

令和3年4月12日
2教人選第651号
教 育 長 決 定

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園教諭経験者が教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第6条別表第8（以下「隣接免許取得制度」という。）に基づき小学校教諭免許状を取得し、東京都の公立小学校教員になることを支援するために必要な事項を定めることにより、隣接免許取得制度の周知を図るとともに本制度の活用を促進し、東京都公立小学校における優秀な教員の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象免許状 免許法に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）のうち、小学校教諭二種免許状をいう。
- (2) 大学 文部科学省により小学校教諭免許状取得の課程設定を受けた大学又は教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第45条に規定する免許法認定通信教育を行う大学をいう。
- (3) 対象者 幼稚園教諭普通免許状保有者のうち、幼稚園教諭として良好な成績で3年以上の在籍年数があり、隣接免許取得制度により小学校教諭二種免許状が取得可能な者をいう。
- (4) 対象講座 隣接免許取得制度に規定する単位が修得できる講座とする。

(希望者の募集)

第3条 東京都教育庁人事部長（以下「人事部長」という。）は、受講費用等の補助を希望する者を募集する。

2 前項の規定による募集に応じることのできる者は、次の各号に掲げる要件全てに該当する者とする。ただし、応募時点で小学校教諭免許状を保有するものは対象外とする。

- (1) 前条第3号に規定する対象者であり、隣接免許取得制度により小学校教諭二種免許状を取得する見込みの者
- (2) 令和5年3月31日までに東京都公立学校教員採用候補者選考に合格し、東京都の正規の公立小学校教諭になる意思のある者
- (3) 補助を受けた後、1年以上東京都公立小学校教諭として勤務する意思のある者
- (4) 採用後、PRのため相談会等のナビゲーターとして協力できる者

3 第1項の規定による募集に応じて補助を希望する者は、本要綱の定めるところにより、公立小学校教諭免許状取得に係る受講費用等補助登録申込書（別記様式第1号）等を人事部長に提出するものとする。

(補助候補者の決定)

第4条 人事部長は、前条第3項の規定による申込みを受けたときは、当該申込者について前条第2項の要件審査を行い、小学校教諭免許状取得に係る受講費用等補助候補者（以下「補助候補者」という。）としての可否を決定する。

- 2 人事部長は、申込者に対し、公立小学校教諭免許状取得に係る受講費用等補助候補者登録通知書（別記様式第2号）により審査結果を通知し、補助候補者として決定したものについては、受講費用等補助候補者名簿に登録する。
- 3 名簿登録期間は令和5年3月31日までとする。
- 4 補助は定められた予算の範囲内で行うものとし、申込者多数の場合には受講費用等補助候補者名簿への登録が早い者から順に決定することとする。

(補助候補者の責務)

第5条 前条第1項の規定による補助候補者は、受講の目的を自覚し、免許状の取得に努めなければならない。

- 2 補助候補者は、自らの責任により対象講座の受講申込みを行い、大学の定めるところにより入学金及び授業料等を支払わなければならない。
- 3 補助候補者は、対象講座の単位修得を完了したときは、東京都教育委員会が定めるところに従い、速やかに小学校教諭免許状を申請しなければならない。

(補助候補者の取消し)

第6条 人事部長は、補助候補者が次のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 対象免許状を令和5年4月1日までに取得できなかった場合
- (2) 採用後1年以内に東京都公立小学校教員としての身分を失った場合（ただし、同一の職の中で本人の希望によらない異校種間での異動があった場合を除く。）
- (3) 次条の規定による届出をした場合
- (4) 前3号のほか、この要綱の規定に違反した場合であって人事部長が必要と認める場合

- 2 人事部長は、前項の規定による取消しを決定したときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(補助候補者の辞退)

第7条 補助候補者は、補助候補者を辞退するときは、速やかに、補助候補者辞退届（別記様式第3号）を人事部長に提出しなければならない。

(補助の内容)

第8条 人事部長は、補助候補者が対象講座を修了して対象免許状を取得し、令和5年4月1日までに東京都公立小学校教員となることが決まった場合には、大学の入学金及び対象講座の授業料等に相当する額を補助金として交付する。ただし、補助金の上限は150,000円とする。

(補助の申請)

第9条 補助候補者は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、人事部長が別に定める期日までに補助金交付申請書（別記様式第4号）を提出するものとする。

2 人事部長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めた場合は、その交付を決定し、当該対象者に補助金を交付する。

3 人事部長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、幼稚園教諭経験者による小学校教諭免許状取得に係る受講費用等の補助金交付決定通知書（別記様式第5号）を当該申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた当該対象者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 人事部長は、対象者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又はこの要綱の規定に違反した場合であって必要と認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 人事部長は、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者が採用から1年以内に都の公立小学校教員としての身分を失った場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 前項の規定により、補助金の返還を命じたときは、職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成20年東京都条例第128号）の規定を準用し算定した金額を納付させるものとする。

4 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、人事部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月13日から施行する。